

文化財保護の手引き

江東区教育委員会

目次

はじめに	2
1 文化財とは	3
戦前の文化財保護／文化財という言葉の誕生／ 文化財とは	
2 文化財の種類と範囲	4
文化財の種類／文化財の範囲の拡大／保護手法の強化と 多様化／文化財の保存・活用	
3 江東区の文化財保護の考え方としくみ	8
登録制度の導入／文化財保護条例／登録文化財と 指定文化財／登録されるまで／登録されたら／ 指定されるまで／指定されたら／文化財保護審議会	
4 江東区の文化財保護の現状	12
文化財の調査と記録	
有形文化財・有形民俗文化財／ 無形文化財・無形民俗文化財／史跡／埋蔵文化財／ 民俗調査と民俗資料の収集	
文化財の保護と普及	
文化財保護強調月間／文化財保護推進員講習会／ 文化財保護推進員中級研修会／文化財保護推進 協力員制度／旧大石家住宅の公開／出版活動	
参考資料	
江東区文化財保護条例	18
江東区文化財保護条例施行規則	28
江東区文化財登録・指定基準	46
江東区登録・指定無形文化財の保持者 及び保持団体の認定基準	50
江東区における文化財保護の考慮すべき 基本的事項について（答申）	51
江東区における文化財保護条例制定に係る制度内容 及び運営上の留意事項について（答申）	53

はじめに

江東区では、昭和55年（1980）10月に「江東区文化財保護条例」を制定しました。条文にもある通り、文化財は、郷土の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。郷土にとって貴重な財産である文化財は、区民一人ひとりが守り育てていかなければならないものです。

本書は、文化財について、「文化財保護法」の歴史をひもときながらその言葉の意味について述べ、そして江東区における文化財保護の考え方としくみについて解説するものです。また、参考資料として江東区における文化財保護の拠り所である「江東区文化財保護条例」や「江東区文化財登録・指定基準」などを掲載しています。

文化財の保護について考えることは、郷土の歴史・文化を未来へとつむいでいくために大切なことです。本書がその指針として広く活用されることを期待します。

1 文化財とは

「文化財」とは一体何を指すのでしょうか。「文化財」という言葉は文化財保護の歴史と密接に関係しています。そこで、はじめに文化財保護の歴史について見てみましょう。

戦前の文化財保護 日本における文化財保護の歴史は明治期にさかのぼります。

廃仏毀釈はいぶつきしやくの中、明治4年(1871)に太政官によって「古器旧物保存方」が布告され、美術・工芸品の保全がはかられました。明治30年には、古社寺所有の建造物と宝物の保護を目的とした「古社寺保存法」が制定され、昭和4年(1929)には古社寺だけでなく民有の物件を含めた「国宝保存法」が定められました。引き続いて昭和8年に国宝以外の美術・工芸品などの海外流出を防ぐため「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定されました。

また、これらとは別に、大正8年(1919)に「史蹟名勝天然紀念物保存法」が制定され、進展する国土開発に一定の規制をかけて遺跡等の保護をはかりました。

文化財という言葉の誕生 戦中・戦後の混乱による多くの文化財の焼失・荒廃という状況の中で、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼損しました。これを契機として、翌25年に戦前の「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然紀念物保存法」の三つの法律を総合化した「文化財保護法」が制定されました。「文化財」という言葉は、この法律の成立過程で生まれ、広く使われるようになりました。

このように、「文化財」は時代と法律によってその示す内容が変わってきたわけです。

文化財とは それでは、言葉の意味としての「文化財」とは何でしょうか。『広辞苑』を引くと、「①文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で価値を有するもの。②文化財保護法の対象としては有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物(埋蔵文化財と史蹟名勝天然紀念物)・文化的景観・伝統的建造物群の六種がある。」とされています。

このことで分かるように、文化財には広義の文化財＝文化遺産と、狭義の文化財＝法の保護対象という二つの意味があります。

2 文化財の種類と範囲

文化財の種類 次に「文化財保護法」で保護の対象となっている文化財の種類を見てみましょう。

【有形文化財】

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。



永代橋
〈国重要文化財（建造物）〉



清洲橋
〈国重要文化財（建造物）〉



旧弾正橋（八幡橋）
〈国重要文化財（建造物）〉



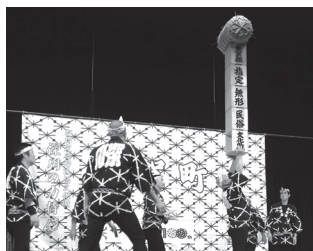
明治丸
〈国重要文化財（建造物）〉

【無形文化財】

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

【民俗文化財】

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器



深川の力持
〈都指定無形民俗文化財（民俗芸能）〉

具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

【記念物】

史跡 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。

名勝 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの。



松平定信墓
〈国指定史跡〉



清澄庭園
〈都指定名勝〉

天然記念物 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

【**文化的景観**】 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

【**伝統的建造物群**】 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

※また、これらとは別に次のものが保護の対象となっています。

- ・埋蔵文化財……………土地に埋蔵されている文化財。
- ・文化財の保存技術…文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能。

文化財の範囲の拡大 これらの文化財の種類は最初からすべてが定められていたわけではありません。「文化財保護法」制定当初は、有形文化財・無形文化財・史跡名勝天然記念物の3種類でした。その後、数次にわたる改正により保護対象の範囲が拡大していきました。

昭和29年（1954）改正では、有形文化財の一部としていた「民俗資料」を独立の類型の一つとし、昭和50年改正では、民俗資料の呼称を「民俗文化財」に改め、また「民俗芸能」をその範疇にお

さめることとし、さらに新たに「伝統的建造物群」が加えられ、また「文化財の保存技術」に対する保護制度も創設されました。

民俗資料をめぐる改正は、その資料価値は他の有形文化財のような美術的価値ではなく生活の推移を具体的に示す点にあること、また従来文化財の中に位置づけられていなかった無形の民俗資料を保護対象とするために行われました。このことは、文化財の固有の価値がどのような点にあるのかを見極め、その上で適切な保護を加えるためには、見合った文化財の種類を設ける必要があることを示しています。時代を経るとともに保護すべき対象は広がり、それとともに文化財の種類も拡充していったのです。

平成16年（2004）の改正では、人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」や、地域において伝承されてきた「民俗技術」（無形民俗文化財）が新たに保護対象として設けられています。

一方、隣接する関連法規についても、「都市計画法」（大正8年）によって風致地区・美観地区制度が創設されたのを皮切りに、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年）による歴史的風土の保存措置、さらには「自然環境保全法」（同47年）・「国土利用計画法」（同49年）により自然環境の適正な保全と健康で文化的な生活環境の確保がはかられ、平成16年にはこれらを総合化した「景観法」の制定によって良好な景観の形成が促進されるなど、歴史的環境といったものを含む保護が進められるようになってきました。

保護手法の強化と多様化 そもそも「文化財保護法」のしくみは、文化財のうち価値の高いもの、とくに保護の必要があるものといった限られたものを指定することによって特定し、現状変更を厳しく規制するとともに、その保護事業への補助金交付などで手厚い保護を加えるというものです。その後、保護対象の拡大にともなってそれぞれの文化財に適した手法が加えられていきます。

昭和29年改正では、重要無形文化財や重要民俗資料の指定制度、そして無形文化財及び無形民俗資料に関する記録作成の制度が創設されます。昭和50年改正では、民俗資料が「民俗文化財」に改称され、さらに重要無形民俗文化財の指定制度が創設されます。また、伝統的建造物群保存地区制度が創設されて、その保護は市町村が主として担うことになりました。

平成8年改正では、有形文化財の中の「建造物」を対象とする登録制度が新たに設けられました。これは、急激な都市化の進展、生活様式の変化などにより、江戸時代末期や明治以降の建造物はその価値を十分に認識されないままに取り壊される事例が相次ぐ中で、緊急的にこれらを保護するためには指定制度より緩やかな規制のもとで幅広く保護の網をかける必要があるとして創設されたものです。



旧東京市深川食堂
(現・深川東京モダン館)
(国登録有形文化財(建造物))

平成16年改正で、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物についても登録制度が拡充されました。さらに令和3年(2021)改正で、無形の文化財にも登録制度が拡充され、また地方登録制度が創設されるに当たっています。

文化財の保存・活用 一方で、急速な少子高齢化、グローバル化の進展など日本社会を取り巻く状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより求められるようになりました。そこで、平成29年に「文化芸術振興基本法」が改正され、文化芸術に関連する諸分野の施策も取り込み、新たに「文化芸術基本法」として施行されました。文化財の保存・活用は基本的施策の一つに位置づけられ、国は必要な施策を講ずるものと明記されました。

この流れを受け、「文化財保護法」においても、平成30年改正で地域における文化財の総合的な保存・活用のための新たな制度が導入されました。これは、文化財の担い手不足や高齢化、後継者不足により、文化財を維持・管理することが難しくなっている地域の状況が背景にあります。このため、これまで「保存」に重点を置いていた文化財を積極的に「活用」することで、その価値を次世代に継承し、地域振興へつなげようという視点を取り込んだのです。

これからは、行政や文化財の所有者だけでなく、文化財の保存活用を支援する団体の他、学識経験者、経済界や観光関係の団体をも含んだ地域社会全体で文化財の継承に取り組んでいくことが求められています。

3 江東区の文化財保護の考え方としくみ

登録制度の導入 「文化財保護法」の改正により、文化財の保護対象は徐々にではありますが確実に広がっていることが分かります。これは、狭義の文化財＝法の保護対象を、広義の文化財＝文化遺産全体に広げる動きであるといえるでしょう。

ところで、従来の文化財保護に対する一般的な考え方は、優品主義・重点指定主義をとっていました。これは文化財のうち芸術上、学術上価値の高いもののみを重点的に保護しようとする考え方です。しかし、これでは指定の範囲外に置かれた多くの文化財が保護されず、ややもすると美的観点に偏り、地域の歴史資料や民俗資料が忘れ去られ、十分な保護が行われにくいという問題がありました。

これらの欠点を補うものとして、文化財をできる限り広範囲にとらえ、それらを台帳に登録して、より充実した保護を行う登録制度があります。これは、保護の必要があっても直ちに指定できない場合や、文化財の性質上指定よりも登録を適当とするものを保護できるだけでなく、文化財の実態の把握を可能にし、その活用に必要な役割を果たすものです。

江東区では、「文化財保護条例」の制定にあたり、区の文化財の現状を踏まえ、文化財保護の対象をできる限り広くとらえるため、従来の指定制度と併せ、この登録制度を導入しました。

文化財保護条例 江東区では昭和55年（1980）10月に「江東区文化財保護条例」を制定しました。条例には、私たちが文化財を保護するための考え方やしきみが盛り込まれており、区が文化財保護行政を行う拠り所ともなっています。

条文は第1章 総則（第1条～第3条）、第2章 登録文化財（第4条～第9条）、第3章 指定文化財（第10条～第24条）、第4章 文化財保護審議会（第25条～第32条）、第5章 雑則（第33条・第34条）、第6章 罰則（第35条～第38条）、附則の計38条から成っています。

第1章の総則では、条例制定の目的、文化財の定義、区や教育委員会・区民・所有者などの責務について述べています。

以下、この条例の内容を踏まえながら江東区の文化財保護のしくみについて見てみましょう。

登録文化財と指定文化財 一口に文化財といっても、そのあり方や種類は様々です。この中から区が文化財として登録や指定をしたものが区の文化財となるのです。これらの関係を図示すると、図1のようになります。①の広義の文化財とは人類の文化活動の客観的所産のことです。つまり人間が創り出したすべてのものを指します。区では、この中から区内にある文化財を調査し登録・指定します。②条例で定義する文化財として、広義の文化財のうち歴史上・学術上・芸術上価値のあるものを、条例の文化財定義に基づき③登録文化財とし、登録したもののうち区にとって重要なものを④指定文化財に指定します。また、この中で国や都がとくに重要だと認めたものは、国や都の指定文化財になることがあります（図2参照）。

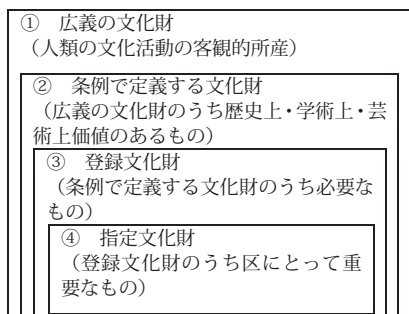


図1

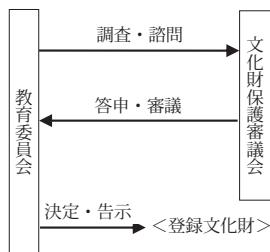


図2

登録されるまで 図3は、区登録文化財が登録されるまでのしくみです。

教育委員会が行う調査は、専門的な技術や知識を有する文化財専門員(学芸員)が行います。そして、その調査結果を文化財保護審議会に諮問します。ここで審議を行い、登録すべきものと認められたものが答申され、教育委員会が決定し、告示することによって効力が生じます。

また登録文化財がその価値を失った場合は、登録が解除されることがあります。



(注) 無形文化財の場合、登録するにあたって、当該文化財の保持者又は保持団体を認定する。

図3

登録されたら 登録された文化財の所有者・保持者・保持団体、区民に対して区や教育委員会は図4のようなことができます。

また、この他に保存の措置として、教育委員会が自ら無形文化財・無形民俗文化財の記録を作成したり、伝承者の養成ができるなど、登録文化財が十分に活用できるしくみとなっています。

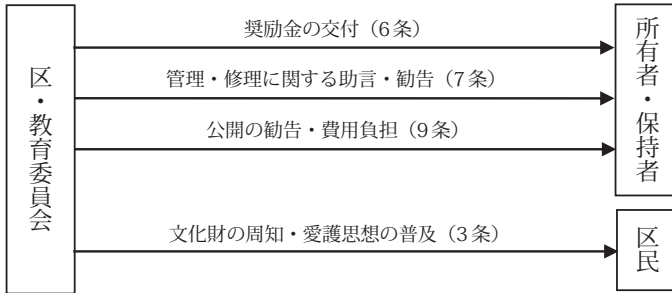
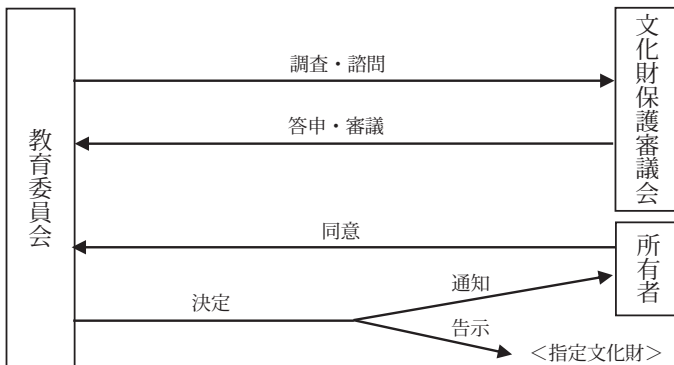


図4

指定されるまで 区の登録文化財のうちから指定文化財が指定されるまでのしくみを図示すると図5のようになります。

図3で示した登録文化財の場合との違いは、所有者の同意を必要とすることです。これは、指定文化財になるとその保護についての規制が強く加えられるため、このことを所有者にあらかじめ理解してもらい、その上で指定することに同意を得るという事情によります。また指定の解除については、登録文化財の場合と同様です。



(注) 無形文化財の場合、指定するにあたって、当該文化財の保持者又は保持団体を認定する。

図5

指定されたら 指定文化財は区にとって重要な文化遺産ですから、その保存、活用には十分な配慮が必要です。図6は、条例上、指定されると、どのような効果があるのかを示しています。

管理や修理に関して区は予算の範囲内で補助金を交付することができ、またその内容や方法について指示することができます。

なお指定文化財となっても、登録文化財の規定も適用されることとなっているため、奨励金の交付や公開に関する勧告などについても同様に行うこととなっています。

その他、公開にあたって管理に関して指揮監督を行ったり、管理や修理の状況について報告を求めることもできます。

また、指定文化財のうち区民の観覧のため必要があると認めるときは標識を立てることができます。

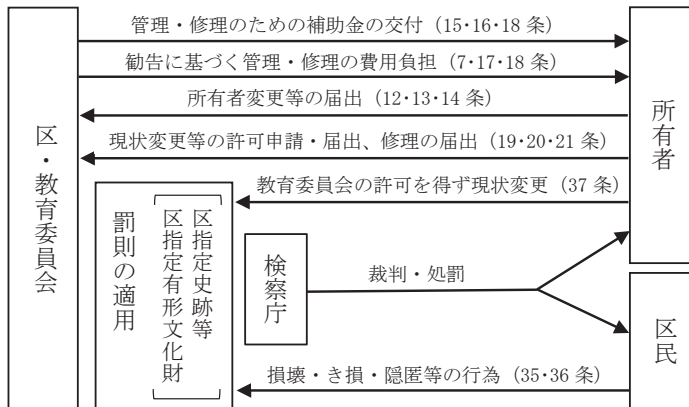


図6

文化財保護審議会 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する機関です。ことに、登録文化財の登録及びその解除、指定文化財の指定及びその解除、登録無形文化財や指定無形文化財の保持者・保持団体認定とその解除などについては、教育委員会があらかじめ審議会に諮問しなければなりません。

組織は、文化財に関しての専門家6人以内で構成されています。ただし、特別の事項を調査、審議する必要が生じた場合、臨時委員を置くことができます。

4 江東区の文化財保護の現状

以上のような文化財保護の考え方としくみにもとづいて、教育委員会ではさまざまな文化財保護の事業を行っています。

* * * * *

文化財の調査と記録 文化財の保護は調査から始まります。調査は文化財専門員（学芸員）によって行われます。その後、文化財保護審議会の審議を経て区の文化財として登録・指定され、これらの記録は台帳として保管されます（登録文化財・指定文化財については8頁参照）。これまでに登録・指定された文化財の種別と件数は表1の通りです（令和7年〔2025〕3月31日時点）。

表1 文化財の種別と件数

種別		区登録	国指定	国登録	都指定	区指定
有形文化財	建造物	128	4	1		7
	絵画・彫刻・工芸品	199			2	12
	書跡・典籍	3				
	古文書	16				3
	考古・歴史資料	170			1	7
無形文化財	工芸技術	28				5
	生活技術	1				2
有形民俗文化財		249				11
無形民俗文化財	風俗慣習	2				
	民俗芸能	5			3	1
史跡		256	1		6	2
名勝		1			1	
合計		1058	5	1	13	50

有形文化財・有形民俗文化財 文化財の種類については、「2文化財の種類と範囲」（4頁）で詳しく記しましたが、有形のものについては、江東区では石造の文化財が多く残されています。これは、この地域が江戸時代から幾多の災害に見舞われたことに深く関係しているといえるでしょう。しかし、石造文化財にも震災・戦災による火災などで痛みが激しい



波除碑（洲崎神社碑）
（都指定有形文化財（歴史資料））

もの、地域の開発により移転を余儀なくされるものもあります。これらの文化財の現状を把握し、損なうことなく次代に伝えていくことは私たちの務めでもあります。



木工（指物）
〈区指定無形文化財（工芸技術）〉

無形文化財・無形民俗文化財 形を持たない無形の文化財はとくに記録・保存が難しいといえます。職人の技（工芸技術・生活技術）などの無形文化財、民俗芸能などの無形民俗文化財については映像で記録しています。これらの映像はDVDで貸し出しを行っています。また、森下文化センター（森下3）内の「たくみのやかた工匠館

では区無形文化財保持者の作品や道具など、また深川江戸資料館常設展示室（白河1）の隣りにある「たくみ いっぴんどろ匠の粋品処」では作品を展示しています。



工匠館 仕事場再現



匠の粋品処

史跡 江東区の地域性をあらわすものとして河川や堀・橋、新田跡などが史跡として登録されています。また、著名人の住居跡や誕生の地及び墓なども含まれます。区の史跡の考え方は、「遺構」が残されていない「旧跡」の概念を含んだものとなっています。



亀戸銭座跡
〈区登録史跡〉

埋蔵文化財 埋蔵文化財とは地中（水中も含む）に埋もれたままになっている文化財のすべてを指します。江東区は東京湾に面した東京低地と呼ばれる最南部に位置し、亀戸地域を除いて江戸時代以降に埋め立てられた土地です。現在登録されている埋蔵文化財包蔵地はすべて江戸時代の遺跡です。

中世の遺跡は発見されていませんが、明治40年（1907）に入神明宮跡（亀戸3-41）において、土錘（漁網のおもり）が発見されています。このことや中世の史料等から、亀戸地域がすでに陸地であったことが推定され、今後遺跡が発見される可能性が高いと言えます。



土錘
〈区登録有形文化財（考古資料）〉

江戸時代は深川地域が江戸の町の一部であり、武家屋敷・町人地・寺社などが集中していました。また、城東地域（亀戸・大島・砂町）は寺社や大名屋敷が点在していたため、これらに関する遺跡が発見されることが推定されます。

近年の都市開発や大規模建築の増加にとまなない、これらの埋蔵文化財が大きな危機に直面しています。先人の生活や文化を知る上で貴重な埋蔵文化財は、ひとたび破壊されると、どのような手段をもってしても復原が不可能となります。区の歴史と文化を知る上で貴重な埋蔵文化財を保護し、後世に伝えていくことが我々の責務といえます。

民俗調査と民俗資料の収集 文化財を愛護する心は、住民が自分たちの住む地域の歴史を知ろうとすることからはじまります。専門調査とは別に、区内在住の方を中心として江東区民俗調査団を結成し、区内に古くからお住まいの方に昔の話を伺う民俗調査を行ってきました。住民みずからの手で調査し、地域の暮らしの有り様を記録していくことが大きな意味を持っています。これまでに貴重な聞き取り調査の成果が得られました。

また、長い間、区内やその周辺で日常の暮らしや生業に使われてきた道具（民俗資料）の収集・保存も行っています。



海苔採船（べかぶね）
〈区登録有形民俗文化財〉

* * * * *

文化財の保護と普及 調査・記録された文化財を未来に残すために保護・保存することはもちろん、今を生きる私たちが活用してこそ文化財本来の役割を果たすといえるでしょう。そのためには文化財を地域の人々に広く知ってもらうことが必要になります。

文化財保護強調月間 11月1日から7日までの1週間は、国で定められた「文化財保護強調週間」です。一人ひとりの国民に文化財を知っていただき、愛護の心を育てることをねらいとして、昭和29年(1954)に定められました。江東区ではこれをさらに推し進めて、昭和57年から、10月から11月にかけて「江東区文化財保護強調月間」を設けています。期間中は「歴史と文化を考えよう」をテーマに掲げ、民俗芸能大会、伝統工芸展、文化財講演会などの諸事業を開催し、ふるさと江東を知る機会としています。



民俗芸能大会
(木場の角乗)

文化財保護推進員講習会 文化財保護活動をより有意義なものとするためには、行政と地域住民とが一体になってその活動に取り組んでいくことが必要です。そのため、区内各地域における郷土史の学習や研究、伝統的文化活動、そして文化財愛護活動を推進する地域リーダーとなる「文化財保護推進員」を養成する目的で、昭和60年度から文化財保護推進員講習会を開催してきました。

この講習会では、私たちが住む町の歴史や文化財をはじめ、文化財調査の方法や技術、文化財愛護活動の現状や課題、文化財保護行政のしくみなどについて学びます。講習会を修了した方々には、それぞれの地域での活動、活躍が期待されます。

文化財保護推進員中級研修会 中級研修会は、文化財保護推進員講習会の修了者の中から、希望する人が参加する研修会です。内容は、ゼミ方式によるグループ研究で、図書館を活用した文献調査、地域史研究の方法とその技術を学習し、最後に報告書を作成します。研究テーマは、江東区の歴史、文化、民俗に関するものを取り上げ、研修生の話し合いで決定するのが原則です。

この研修会では、研修生が自ら調べ考えるという自主的な活動を重視し、それが、中級研修会修了後も、各自で地域学習・研究を継続していくための基礎となっています。報告書は、区内の各図書館で閲覧することができます。

文化財保護推進協力員制度 協力員には文化財保護の重要性を区民に広げてもらうことが期待され、その性格は「文化財保護に関し、江東区教育委員会の施策に協力するとともに、地域のリーダーとして啓発活動をすすめる民間協力員」として位置づけられています。



文化財めぐり

協力員の応募資格があるのは中級研修会修了者です。任期は2年です。具体的な活動内容は、①有形文化財の現況確認調査、②定点観測調査（町並み変化の写真記録）、③文化財案内、④各種文化財公開事業への協力などです。「江東区の文化財保護は区民の手で」というところに協力員制度の大きな特徴があり、実際の活動では、ベテランと新人が力を合わせ、文化財保護の最前線で活躍しています。

旧大石家住宅の公開 旧大石家住宅は、江東区最古の木造民家建築で、江戸時代末に建てられました。その歴史的な重要性から、昭和61年に区登録文化財、平成6年（1994）3月には区指定文化財となりました。この間、所有者の大石氏から寄贈を受けると、解体調査を行い、同8年に区立仙台堀川公園内（南砂5）に移築復原しました。



旧大石家住宅
〈区指定有形文化財（建造物）〉



現在では、江戸時代の建築技術やこの地域の生活の歴史などを伝える文化財として、土・日・休日に一般公開しています。平日は「旧大石家住宅友の会」が保存のためのボランティア活動を行っています。友の会は月曜日から金曜日の5班に分かれ、住宅内外の清掃を行うなどの活動を実施しています。歴史的建造物の保護は、ただ残せばよいということではありません。そこに暮らす人々の息吹がなくなれば、建造物はすぐに朽ち果ててしまいます。友の会の人たちは、文化遺産を未来へとつなぐ役割を担っています。

出版活動 出版活動は文化財保護のための記録・普及活動として位置づけられます。現在、以下の本が頒布されています。

- 『下町文化』…昭和56年の創刊以来、催し物案内、文化財の紹介など、文化財系の広報紙として多くの情報を提供しています。※無償
- 『江東区の文化財』（1～8）…区内を八つの地域に分け、文化財それぞれの解説・写真を掲載しています。
- 『江東区の民俗』（深川編・城東編）…昭和56年度から江東区民俗調査団に委託した民俗調査の成果がこの2冊にまとめられています。
- 『江東区の伝統工芸技術』…区内の工芸技術とその保持者を一覧できるものです。
- 『ゆこうあるこう こうとう文化財まっぷ』…文化財などの所在案内や多くの写真、錦絵を掲載したガイドマップです。文化財めぐりなどの際に手軽に持ち歩けるため、便利です。
- 『江東ふるさと歴史研究』（1～7）…区民の研究発表の場として設けられたものです。
- 『江東区文化財研究紀要』（1～23）…文化財専門員や研究者の研究成果を掲載しています。
- 『寛永録』（1～7）…深川獺師町八か町の一つ相川町の名主であった相川家に伝来した江戸時代の古文書を翻刻した史料集です。※1は絶版
- 『牧野家文書』（1～5）…亀戸の旧家、牧野家に伝えられた古文書を翻刻した史料集です。
- 『中川番所資料集』（1）…中川船番所資料館開館五周年を記念して刊行しました。中川番所でのさまざまな取り決めなどが記された「中川御制札記」（三重県伊勢市神宮文庫所蔵）を活字に直して紹介しています。
- 『東都三十三間堂旧記』（1～6）…深川にあった三十三間堂の堂守鹿塩家の当主による記録で、内容は管理や補修をめぐる幕府とのやりとりや、深川の盛り場や町の様子などが詳しく記されています。
- 『江東のいまむかし』…昭和30年代を中心とした町並み写真と現在の写真を掲載したもので、『江東古写真館』の後継の写真集です。
- 『絵葉書で見る江東百景』…戦前の絵葉書を集めたものです。
既刊「深川公園」「花の名所」「震災復興」「臨海地の記憶」
「大洪水」「復興小学校」
- 『深川と渋沢栄一』…明治9年から21年の間、深川福住町（現・永代2）に住んだ渋沢栄一と当時の江東区域との関わりについてまとめています。
これらの出版活動をより充実したものとするため、郷土資料出版委員会を設置しています。

江東区文化財保護条例

昭和55年10月11日

条例第32号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 登録文化財（第4条—第9条）
- 第3章 指定文化財（第10条—第24条）
- 第4章 文化財保護審議会（第25条—第32条）
- 第5章 雑則（第33条・第34条）
- 第6章 罰則（第35条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、江東区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって区民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。

（平17条例31・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値のあるもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）及び考古資料その他の学術上価値のある歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値のあるもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「無形民俗文化財」という。）及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「有形民俗文化財」という。）
- (4) つか、旧宅その他の遺跡（著しく原形が損なわれているもの、又は遺構が完全に消滅しているものを含む。）で歴史上又は学術上価値のあるもの（以下「史跡」という。）
- (5) 庭園、橋りょう、海浜その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値のあるもの（以下「名勝」という。）

(6) 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物で学術上価値のあるもの（以下「天然記念物」という。）

(7) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

（平17条例31・一部改正）

（区等の責務）

第3条 区は、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が郷土にとって貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

4 江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財保護に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚に努めるとともに、文化財の研究及び保護を行う自主的活動並びに地域文化活動の育成に努めなければならない。

5 教育委員会は、この条例の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 登録文化財

（文化財の登録）

第4条 教育委員会は、区の区域内に存する文化財を調査し、必要と認めたものを江東区文化財登録台帳に登録し、次の各号の江東区登録文化財（以下「区登録文化財」という。）とすることができる。

(1) 江東区登録有形文化財（以下「区登録有形文化財」という。）

(2) 江東区登録無形文化財（以下「区登録無形文化財」という。）

(3) 江東区登録有形民俗文化財（以下「区登録有形民俗文化財」という。）

(4) 江東区登録無形民俗文化財（以下「区登録無形民俗文化財」という。）

(5) 江東区登録史跡、江東区登録名勝又は江東区登録天然記念物（以下「区登録史跡名勝天然記念物」と総称する。）

(6) 江東区登録文化的景観（以下「区登録文化的景観」という。）

2 区登録無形文化財を登録するに当たっては、教育委員会は、当該区登録無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、区登録無形文化財の登録をした後においても、当該区登録無

形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

4 第1項の規定による登録は、教育委員会がその旨を告示しなければならない。

5 第1項の規定による登録は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

(平17条例31・一部改正)

(登録の解除)

第5条 教育委員会は、区登録文化財が区登録文化財としての価値を失った場合その他特別の事由のあるときは、その登録を解除することができる。

2 教育委員会は、区登録無形文化財の保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の事由のあるときは、その認定を解除することができる。

3 区登録無形文化財の保持者が死亡したとき又はその保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、区登録無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該文化財の登録は解除されたものとする。

4 前3項の規定による登録又は認定の解除には、前条第4項の規定を準用する。

(文化財保護の奨励)

第6条 区は、文化財保護の奨励のため、区登録文化財の所有者、保持者又は保持団体が教育委員会が適当と認めるものに対して、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

(管理又は修理等に関する助言又は勧告)

第7条 教育委員会は、区登録有形文化財、区登録有形民俗文化財、区登録史跡名勝天然記念物又は区登録文化的景観(以下「区登録有形文化財等」という。)の管理が適当でないため当該区登録有形文化財等が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、その所有者に対して、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を助言又は勧告することができる。

2 教育委員会は、区登録有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、その所有者に対して、修理について必要な助言又は勧告をすることができる。

3 教育委員会は、区登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるもの及び区登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対して、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(平17条例31・一部改正)

(保存の措置)

第8条 教育委員会は、区登録無形文化財又は区登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録を作成し、伝承者を養成し、その他保

存のための適切な措置を執ることができる。

(公開)

第9条 教育委員会は、区登録有形文化財又は区登録有形民俗文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該区登録有形文化財又は区登録有形民俗文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、区登録有形文化財若しくは区登録有形民俗文化財の所有者又は区登録無形文化財の保持者若しくは保持団体に対して、区登録有形文化財、区登録有形民俗文化財又は区登録無形文化財の公開を勧告することができる。

3 教育委員会は、区登録無形文化財又は区登録無形民俗文化財の記録の所有者に対して、公開の勧告をすることができる。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、区の負担とし、前2項の規定による公開に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を区の負担とすることができる。

5 区は、第1項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。

6 教育委員会は、第1項の規定により区登録有形文化財又は区登録有形民俗文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該区登録有形文化財又は区登録有形民俗文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

7 第1項の規定により出品し、又は第2項の規定により公開したことに起因して当該区登録有形文化財又は区登録有形民俗文化財が滅失し、又はき損したときは、区は、所有者に対してその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第3章 指定文化財

(文化財の指定)

第10条 教育委員会は、区登録文化財（法及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除く。）のうち区にとって重要なものを次の各号の江東区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）に指定することができる。

(1) 江東区指定有形文化財（以下「区指定有形文化財」という。）

(2) 江東区指定無形文化財（以下「区指定無形文化財」という。）

(3) 江東区指定有形民俗文化財（以下「区指定有形民俗文化財」という。）

(4) 江東区指定無形民俗文化財（以下「区指定無形民俗文化財」という。）

(5) 江東区指定史跡、江東区指定名勝又は江東区指定天然記念物（以下「区指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）

(6) 江東区指定文化的景観（以下「区指定文化的景観」という。）

2 区指定有形文化財、区指定有形民俗文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観（以下「区指定有形文化財等」という。）を指定するに当たっ

ては、教育委員会は、あらかじめ当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

- 3 区指定無形文化財を指定するに当たっては、教育委員会は、当該文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、教育委員会がその旨を告示するとともに、区指定有形文化財等にあつては当該区指定有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者に、区指定無形文化財にあつては当該区指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に、区指定無形民俗文化財にあつては当該区指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。）があるときは、その者又はその団体の代表者に通知して行う。ただし、所有者及び権原に基づく占有者の判明しないときは、告示をもって足りるものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 教育委員会は、区指定無形文化財の指定をした後においても、当該区指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 7 前項の規定による追加認定には、第4項の規定を準用する。

（平17条例31・一部改正）

（指定及び認定の解除）

第11条 教育委員会は、区指定文化財が区指定文化財としての価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、区指定無形文化財の保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 前2項の規定による指定又は認定の解除には、前条第4項の規定を準用する。
- 4 区指定無形文化財の保持者が死亡したとき又はその保持団体が解散したときは、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又はその保持団体がすべて解散したときは、当該文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 5 区指定文化財が法又は都条例の規定による指定を受けたときは、当該文化財の指定は、解除されたものとする。

（所有者の管理義務等）

第12条 区指定有形文化財等の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める江東区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、区指定有形文化財等を管理しなければならない。

2 区指定有形文化財等の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該区指定有形文化財等の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

（所有者変更等の届出）

第13条 区指定有形文化財等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 区指定有形文化財等の所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき
所有者

(2) 区指定有形文化財等の所有者が変更したとき 新所有者

(3) 区指定有形文化財等の管理責任者を選任し、又は解任したとき 所有者

(4) 区指定有形文化財等の管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき 管理責任者

(5) 区指定有形文化財等が滅失し、き損し、又は亡失したとき 所有者（管理責任者がある場合は管理責任者）

(6) 区指定有形文化財又は区指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき 所有者（管理責任者がある場合は管理責任者）

(7) 区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき 所有者（管理責任者がある場合は管理責任者）

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号に該当する場合で、教育委員会規則で定める事由に該当するときは、届出を要さず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（平17条例31・一部改正）

（保持者等に関する届出）

第14条 区指定無形文化財について、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 区指定無形文化財の保持者が氏名、芸名若しくは雅号又は住所を変更したとき 保持者

(2) 区指定無形文化財の保持団体が名称若しくは所在地を変更し、又はその構成員に異動を生じたとき 保持団体の代表者

(3) 区指定無形文化財の保持団体の代表者に変更があったとき 保持団体の新代表者

(4) 区指定無形文化財の保持者に当該区指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき 保持者又は保持者の推定相続人

(5) 区指定無形文化財の保持者が死亡したとき 保持者の相続人

(6) 区指定無形文化財の保持団体が解散したとき 保持団体の代表者であった者（補助金の交付等）

第15条 区指定有形文化財等の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、区は、その経費の一部に充てさせるため、その所有者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 区は、区指定無形文化財の保持者若しくは保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるもの又は区指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対して、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 前2項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理若しくは修理又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理若しくは修理又は保存について指揮監督することができる。（補助金の返還等）

第16条 前条の規定による補助金の交付を受けるものが、次の各号の一に該当するときは、区は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はそのものに対して既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条第3項の補助の条件に従わなかったとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(4) 前各号のほか、管理又は修理に関し法令に違反したとき。

(修理等に関する費用負担)

第17条 区指定有形文化財等について第7条第1項及び第2項の規定による勧告に基づいて行う修理その他の措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を区の負担とすることができる。

2 前項の規定により区が費用の全部又は一部を負担する場合には、第15条第3項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第18条 区が管理又は修理に関し必要な措置につき第15条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第1項の規定により費用を負担した区指定有形文化財等のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る管理又は修理に関し必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を有償で譲り渡した場合においては、教育委員会規則で定める金額を区に納付しなければならない。

2 補助又は費用負担に係る管理又は修理に関し必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、区は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第19条 区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付されたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

(平17条例31・一部改正)

(修理の届出)

第20条 区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第7条第2項の規定による勧告、第15条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(平17条例31・一部改正)

(現状変更等の届出)

第21条 区指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、区指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開に係る指揮監督)

第22条 教育委員会は、第9条第2項の規定による公開に係る区指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

- 2 第9条第2項の規定による公開の場合を除き、区指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第13条第1項第6号の規定による届出があった場合には、前項の規定を準用する。

(調査)

第23条 教育委員会は、必要があると認めるときは、区指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該区指定有形文化財等の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第24条 区指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該区指定有形文化財等に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

第4章 文化財保護審議会

(設置)

第25条 教育委員会に、江東区文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(平17条例31・一部改正)

(所掌事項)

第26条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第27条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 区登録文化財の登録及びその登録の解除
- (2) 区指定文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 区登録無形文化財又は区指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び追加認定並びにその認定及び追加認定の解除
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第28条 審議会は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したとき、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第31条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第32条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5章 雑則

(標識等の設置)

第33条 教育委員会は、区指定有形文化財等のうち、区民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第6章 罰則

(刑罰)

第35条 区指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第36条 区指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第37条 第19条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物若しくは区指定文化的景観の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(平17条例31・一部改正)

(両罰規定)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和56年(教)規則第1号で昭和56年1月24日から施行)

附 則 (平成17年条例第31号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

江東区文化財保護条例施行規則

〔昭和56年1月23日〕
教育委員会規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録台帳)

第2条 江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、江東区登録文化財（以下「区登録文化財」という。）に係る記録を保存するため、江東区文化財登録台帳（別記第1号様式。以下「台帳」という。）を備えるものとする。

2 前項に規定する台帳には、その付属資料として区登録文化財に係る写真、実測図又は見取図その他の資料を備えておくものとする。

3 教育委員会は、条例第10条第1項の規定により、江東区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）に指定したときは、第1項に規定する台帳にその旨記載するものとする。

(指定に係る同意書の提出)

第3条 条例第10条第2項の規定により、江東区指定有形文化財（以下「区指定有形文化財」という。）、江東区指定有形民俗文化財（以下「区指定有形民俗文化財」という。）、江東区指定史跡、江東区指定名勝若しくは江東区指定天然記念物（以下「区指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）又は江東区指定文化的景観（以下「区指定文化的景観」という。）の指定に同意した者は、同意書（別記第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(平17(教)規則4・一部改正)

(指定通知等)

第4条 条例第10条第4項に規定する通知は、区指定有形文化財、区指定有形民俗文化財、区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観（以下「区指定有形文化財等」という。）にあっては指定通知書（別記第3号様式）に、区指定無形文化財にあっては認定通知書（保持者にあっては別記第4号様式、保持団体にあっては別記第5号様式）によるものとする。

(平17(教)規則4・一部改正)

(指定通知書等の再発行)

第5条 区指定文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が、指定通知書又は認定通知書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定（認定）通知書再発行申請書（別記第6号様式）を教育委員会に提出し、その再発行を受けなければならない。

(指定通知書の引渡し)

第6条 区指定有形文化財等の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該区指定有形文化財等の指定通知書を新所有者に引き渡さなければならない。

(所有者変更等の届出)

第7条 条例第13条第1項の規定による届出は、別表第1の左欄に掲げる事由につき、それぞれ中欄に掲げる届書に右欄に掲げる書類等を添付して行うものとする。

2 前項の届出による変更等が、当該区指定有形文化財等の指定通知書の記載事項に係るときは、教育委員会は、当該記載事項を書き換えるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第8条 条例第13条第2項に規定する届出を要しないときは、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 条例第9条第1項及び第2項の規定による教育委員会の勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

(2) 条例第15条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとするとき。

(3) 条例第19条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとするとき。

(4) 条例第20条第1項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとするとき。

(5) 条例第21条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更するとき。

(6) 前各号に該当する場合のほか、所在の場所を変更しようとする期間が、1か月を超えないとき。

2 条例第13条第2項に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、区指定有形文化財又は区指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(保持者等に関する届出)

第9条 条例第14条の規定による届出は、別表第2の左欄に掲げる事由につき、それぞれ中欄に掲げる届書に右欄に掲げる書類等を添付して行うものとする。

2 前項の届出による変更等が、当該区指定無形文化財の認定通知書の記載事項に係るときは、教育委員会は、当該記載事項を書き換えるものとする。

(有償譲渡の場合の納付金)

第10条 条例第18条第1項の規定により東京都江東区に納付する金額は、別表第3に定める算式により求めた金額とする。

(現状変更等に係る許可申請等)

第11条 条例第19条第1項の規定により、区指定有形文化財、区指定史跡名勝天

然記念物又は区指定文化的景観に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、現状変更等許可申請書（別記第18号様式）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等承認書（別記第19号様式）
 - (5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等承認書
- 2 条例第19条第1項の規定による現状変更等に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状変更等に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく現状変更等の着手（完了）届（別記第20号様式）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、現状変更等の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図を添付しなければならない。

（平17（教）規則4・一部改正）

（維持の措置の範囲）

第12条 条例第19条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。
- (2) 区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。
- (3) 区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（平17（教）規則4・一部改正）

（修理の届出）

第13条 条例第20条第1項の規定による区指定有形文化財、区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観の修理をしようとするときの届出は、修理届（別記第21号様式）によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

- (1) 修理に係る設計仕様書及び設計図

(2) 修理しようとする箇所の写真又は見取図

(平17(教)規則4・一部改正)

(現状変更等の届出)

第14条 条例第21条第1項の規定による区指定有形民俗文化財に関する現状変更等をしようとするときの届出は、現状変更等届によるものとし、第11条第1項各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

(標識等の管理)

第15条 条例第33条の規定により標識又は説明板を管理する者(以下「標識等の管理者」という。)は、当該標識又は説明板が亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 標識等の管理者は、当該標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和56年1月24日から施行する。

附 則 (平成17年(教)規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）（平17（教）規則4・一部改正）

届け出の事由	届書	添付書類等
区指定有形文化財等の所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更（条例第13条第1項第1号）	氏名等変更届 （別記第7号様式）	指定通知書
区指定有形文化財等の所有者の変更（条例第13条第1項第2号）	所有者変更届 （別記第8号様式）	1 指定通知書 2 所有権の移転を証明する資料
区指定有形文化財等の管理責任者の選任又は解任（条例第13条第1項第3号）	管理責任者選任（解任）届 （別記第9号様式）	
区指定有形文化財等の管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更（条例第13条第1項第4号）	氏名等変更届	
区指定有形文化財等の滅失、き損又は亡失（条例第13条第1項第5号）	滅失等届 （別記第10号様式）	指定通知書
区指定有形文化財又は区指定有形民俗文化財の所在の場所の変更（条例第13条第1項第6号）	所在変更届 （別記第11号様式）	指定通知書
区指定史跡名勝天然記念物又は区指定文化的景観の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動（条例第13条第1項第7号）	土地の所在等異動届 （別記第12号様式）	1 指定通知書 2 土地の地番、地目及び地積の異動の場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写し

別表第2（第9条関係）

届け出の事由	届書	添付書類等
区指定無形文化財の保持者の氏名、芸名若しくは雅号又は住所の変更（条例第14条第1号）	氏名等変更届	認定通知書
区指定無形文化財の保持団体の名称又は所在地の変更（条例第14条第2号）	名称等変更届 （別記第13号様式）	認定通知書
区指定無形文化財の保持団体の構成員の異動（条例第14条第2号）	構成員異動届 （別記第14号様式）	
区指定無形文化財の保持団体の代表者の変更（条例第14条第3号）	名称等変更届	認定通知書
区指定無形文化財の保持者の心身の故障の発生（条例第14条第4号）	心身の故障に係る届 （別記第15号様式）	認定通知書
区指定無形文化財の保持者の死亡（条例第14条第5号）	死亡届 （別記第16号様式）	認定通知書
区指定無形文化財の保持団体の解散（条例第14条第6号）	解散届 （別記第17号様式）	認定通知書

別表第3（第10条関係）

算式1

納付基準額 = (区指定有形文化財等の修理又は管理に必要な措置につき区が補助金を交付し、又は費用を負担した金額 / 耐用年数) × (耐用年数 - 当該補助又は当該費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置を行った後、当該文化財の譲渡までの年数)

算式2

区に納付する金額 = 納付基準額 - 区指定有形文化財等について区が補助金を交付し、又は費用を負担した後、当該文化財の修理又は管理に関し必要な措置につき自己の費した金額

【備考】

- 1 区が補助金を交付し、又は費用を負担した回数が2回以上あるときは、その各々について算式1により得られた金額の合計額を納付基準額とする。
- 2 1年に満たない端数は切り捨てる。
- 3 耐用年数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 木造の文化財 10年
 - (2) 石造・コンクリート造又は金属製の文化財 30年
 - (3) 上記以外の文化財 20年

第1号様式（第2条関係）（表）

江東区文化財登録台帳	
名 称	種 別
所在地	調 査 年 月 日
..... 年 月 日変更	区登録 年 月 日告示第 号
所有者 住 所	区指定 年 月 日告示第 号
..... 年 月 日変更	都指定 年 月 日告示第 号
..... 年 月 日変更	国指定 年 月 日告示第 号
	標 識 年 月 日建設
	説明板 年 月 日建設
形状等	作者・製作年代
.....	参考文献等
.....
.....
.....
.....

第1号様式（第2条関係）（裏）

修理・現状変更等の記録				
着手	完了	申請者	内容等	備考
			・	
			・	
			・	
			・	

現況・見直し	日時	変更点の有無等

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

江東区教育委員会殿

住 所

氏 名 ⑨

同 意 書

私の所有・占有する下記物件を、江東区指定 _____
に指定することに同意します。

記

1. 名称及び員数
2. 物件の所在地
3. 指定の区域

第6号様式（第5条関係）

年 月 日
江東区教育委員会殿
住 所
氏 名 ㊞
指 定（認 定）通 知 書 再 発 行 申 請 書
江東区指定文化財の指定（認定）通知書を下記のとおり亡失・破損したので、再発行を申請します。
記
1. 名称及び員数
2. 亡失・破損の年月日
3. 亡失・破損の事由
4. その他参考となる事項

第7号様式（第7条関係）

年 月 日
江東区教育委員会殿
住 所
氏 名 ㊞ (名称)
所有者（管理責任者・保持者）の氏名等変更届
江東区指定 の所有者（管理責任者・保持者）の氏名（芸名・雅号・住所） を下記のとおり変更したので届け出ます。
記
1. 文化財の名称及び員数
2. 新住所及び氏名（名称・芸名・雅号）
3. 旧住所及び氏名（名称・芸名・雅号）
4. 変更年月日
5. その他参考となる事項
(注) 1. 様式中（ ）内は、該当しない事項をまっ消すること。 2. 指定通知書若しくは認定通知書を添付すること。

第8号様式（第7条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿	住 所		
	氏 名		㊞
	(名称)		
所 有 者 変 更 届			
江東区指定	の所有者を下記のとおり変更したので届け出		
ます。			
	記		
1.	文化財の名称及び員数		
2.	旧所有者の住所及び氏名（名称）		
3.	変更年月日		
4.	変更の事由		
5.	その他参考となる事項		
	(注) この届出書には、つぎの書類等を添付すること。		
1.	指定通知書		
2.	所有者の移転を証明する資料		

第9号様式（第7条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿	住 所		
	氏 名		㊞
	(名称)		
管 理 責 任 者 の 選 任 (解任) 届			
私の所有する江東区指定	について、下記のとおり管理責		
任者を選任（解任）したので届け出			
ます。			
	記		
1.	文化財の名称及び員数		
2.	管理責任者の住所・氏名（名称）及び略称		
3.	選任（解任）年月日		
4.	選任（解任）事由		
5.	その他参考となる事項		
	(注) 様式中（ ）内は、該当しない事項をまっ消すること。		

第10号様式（第7条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿	住所		
	氏名		⑨
	(名称)		
文化財の滅失等届			
江東区指定 届け出ます。	が下記のとおり滅失（き損・亡失）したので		
	記		
1. 文化財の名称及び員数			
2. 届出事実の発見年月日			
3. 届出事実の状況			
4. 発見後の処置			
5. 今後の処置についての希望			
6. その他参考となる事項			
(注) 1. 様式中（ ）内は、該当しない事項をまつ消すること。			
2. 指定通知書を添付すること。			

第11号様式（第7条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿	住所		
	氏名		⑨
	(名称)		
所在変更届			
江東区指定 したい)ので届け出ます。	の所在の場所を下記のとおり変更した（変更		
	記		
1. 名称及び員数			
2. 変更後の所在の場所			
3. 移動する（移動した）年月日			
4. 変更の理由			
5. 現在の所在の場所に戻す場合、その予定日			
6. その他参考となる事項			
(注) 1. 様式中（ ）内は、該当しない事項をまつ消すること。			
2. この届出書には、指定通知書を添付すること。			

第12号様式（第7条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿	住所		
	氏名		印
	(名称)		
土地の所在等異動届			
江東区指定	の所在する土地について、下記のとおり異動 があったので届け出ます。		
記			
1.	名称及び員数		
2.	異動前の地名・地番・地目及び地積		
3.	異動後の地名・地番・地目及び地積		
4.	その他参考となる事項		
(注) この届出には次の書類等を添付すること。			
1.	地名又は地番の異動の場合には指定通知書		
2.	地番、地目又は地積の異動の場合は登記事項証明書及び公図の写し		

第13号様式（第9条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿	団体の名称		
	事務所の所在地		
	代表者の氏名		印
名称等変更届			
江東区指定無形文化財の保持団体の名称（所在地・代表者）について、下 記のとおり変更したので届け出ます。			
記			
1.	文化財の名称		
2.	変更前の名称・事務所の所在地及び代表者の氏名		
3.	変更後の名称・事務所の所在地及び代表者の氏名		
4.	変更の理由		
5.	その他参考となる事項		
(注) 1. この届出には認定通知書を添付すること。			
2.	様式中（ ）内は、該当しない事項をまっ消すること。		
3.	上記2及び3は、名称・所在地・代表者のうち該当するものを記入 のこと。		

第14号様式（第9条関係）

年 月 日		
江東区教育委員会殿	団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名	(印)
構 成 員 異 動 届		
江東区指定無形文化財の保持団体の構成員について、下記のとおり異動があったので届け出ます。		
記		
1. 指定無形文化財の名称		
2. 現に届けられている団体の構成		
(1) 代表者の住所・氏名及び経歴		
(2) 構成員の住所・氏名及び経歴		
3. 異動後の団体の構成		
(1) 代表者の住所・氏名及び経歴		
(2) 構成員の住所・氏名及び経歴		
4. その他参考となる事項		
(注) 団体の代表者及び構成員の経歴は、区指定無形文化財に関係した経歴について記入すること。		

第15号様式（第9条関係）

年 月 日		
江東区教育委員会殿	住 所 氏 名	(印)
心 身 の 故 障 に 係 る 届		
江東区指定無形文化財の保持者に当該無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が発生したので、下記のとおり届け出ます。		
記		
1. 区指定無形文化財の名称		
2. 保持者の住所及び氏名		
3. 心身の故障の発生年月日		
4. その他参考となる事項		
(注) この届出書には、認定通知書を添付すること。		

第16号様式（第9条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿			
	住 所		
	氏 名		㊟
	死	亡	届
江東区指定無形文化財の保持者が死亡したので、下記のとおり届け出ます。			
記			
1. 区指定無形文化財の名称			
2. 保持者の住所及び氏名			
3. 死亡年月日			
4. その他参考となる事項			
(注) この届出書には、認定通知書を添付すること。			

第17号様式（第9条関係）

	年	月	日
江東区教育委員会殿			
	団体の名称		
	事務所の所在地		
	代表者であった者の氏名		㊟
	解	散	届
江東区指定無形文化財の保持団体が、下記のとおり解散したので届け出ます。			
記			
1. 区指定無形文化財の名称			
2. 代表者であった者の住所及び氏名			
3. 構成員であった者の住所及び氏名			
4. 解散年月日			
5. 解散の理由			
6. その他参考となる事項			
(注) この届出書には、認定通知書を添付すること。			

第18号様式（第11条関係）

江東区教育委員会殿	年 月 日
住所 氏名	⑩
現 状 変 更 等 許 可 申 請 書	
江東区指定 下記のとおり実施したいので、申請いたします。	の現状の変更（保存に影響を及ぼす行為）を
記	
1. 名称及び員数	
2. 所有者の住所及び氏名	
3. 管理責任者が選任されている場合、管理責任者の住所・氏名	
4. 現状変更等を必要とする理由	
5. 現状変更等の内容及び実施方法	
6. 移動する場合、その移転先	
7. 現状変更等の着手及び完了予定年月日	
8. 現状変更等の施工者の住所・氏名又は名称	
9. その他参考となる事項	
(注) 1. 様式中（ ）内は、該当しない事項をまつ消すること。	
2. この届出書には、次の書類等を添付すること。	
①現状変更に係る設計仕様書及び設計図 ②現状変更等をしようとする箇所の写真・見取図 ③現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料 ④承認書	

第19号様式（第11条関係）

(現状変更等をおこなう者) 殿	年 月 日
(所有者又は管理責任者) 住所 氏名	⑩
現 状 変 更 等 承 認 書	
私の所有（管理）する江東区指定 より現状変更等を承認します。	について、下記内容に
記	
1. 名称及び員数	
2. 現状変更等をしようとする者（許可申請人）の住所・氏名	
3. 現状変更等の内容及び実施方法	
4. 現状変更のため移動させる場合、その移動先	
5. 現状変更等の着手及び完了予定年月日	
6. 現状変更等に係る工事等の施工者の住所・氏名又は名称	
(注) 様式中（ ）内は、該当しない事項をまつ消すること。	

第20号様式（第11条関係）

年 月 日
江東区教育委員会殿
（現状変更等を行った許可申請者）
住 所
氏 名 ㊟
現 状 変 更 等 の 着 手（完了）届
年 月 日（記号）第 号により許可を受けた現状変更等については、年 月 日（着手・完了）したので届け出ます。
(注) 1. 様式中（ ）内は、該当しない事項をまっ消すること。 2. 現状変更等の完了の届出の場合には、その結果を示す写真又は見取図を添付すること。

第21号様式（第13条関係）

年 月 日
江東区教育委員会殿
住 所
氏 名 ㊟
(名称)
修 理 届
私の所有する江東区指定 について、下記のとおり修理したので届け出ます。～
記
1. 名称及び員数 2. 管理責任者が選任されている場合、管理責任者の住所・氏名 3. 修理の内容及び実施方法 4. 修理を必要とする理由 5. 移動する場合、その移転先と期間 6. 修理の着手及び完了予定日 7. 修理施工者の住所・氏名（名称） 8. その他参考となる事項
(注) この届出書には、次の書類等を添付すること。 ①修理に係る設計仕様書及び設計図 ②修理しようとする箇所の写真又は見取図

江東区文化財登録・指定基準

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第4条第1項の規定による文化財の登録又は第10条第1項の規定による文化財の指定は、この基準により行う。

第1 江東区登録文化財

1 江東区登録有形文化財

(1) 建造物

建築物（社寺・住宅・公共施設等）及びその他の工作物（橋りょう・石塔・鳥居等）の建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型・厨子・仏壇等で建築的技法になるもののうち、地域的若しくは流派的特色のあるもの又は歴史的若しくは学術的価値のあるもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

絵画史上、彫刻史上若しくは工芸史上又は地域的文化史上意義のあるもの又は題材・品質・形状若しくは技法等の点で特異なもの

(3) 書跡・典籍

書道史上、印刷史上若しくは地域的文化史上意義あるもの又は歴史的若しくは系統的にまとまって伝存し、学術的価値のあるもの

(4) 古文書

地域的文化史上意義あるもの又は歴史的若しくは学術的価値のあるもの

(5) 考古資料・歴史資料

歴史的又は学術的価値のあるもの

2 江東区登録無形文化財

(1) 芸能

演劇・音楽・舞踊その他の芸能のうち、芸能史上意義あるもの、地域的若しくは流派的特色のあるもの又は芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法

(2) 工芸技術

陶芸・染織・漆芸・金工その他の工芸技術のうち、工芸史上意義あるもの又は地域的特色のあるもの

(3) 生活技術

無形の文化的所産で、生活文化を理解する上で意義のあるもの又は地域的特色のあるもの

3 江東区登録有形民俗文化財

(1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様・製作技法・用法等において区民の生活文化の特色を示すもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば衣服・装身具・飲食用具・光熱用具・

家具調度・住居等

- イ 生産・生業に用いられるもの 例えば農具・漁猟具・工匠用具・紡織用具・作業場等
 - ウ 交通・運輸・通信に用いられるもの 例えば、運搬具・舟・車・道標等
 - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具・計量具・看板・鑑札・店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具・法会具・奉納物・偶像類・呪術用具・社祠・水盤・庚申塔・富士塚等
 - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具・警防用具等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類・卜用具・医療用具・教育施設等
 - ク 民俗芸能・娯楽・遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳・道具・楽器・面・人形・玩具・舞台・力石等
 - ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具・冠婚葬祭用具等
 - コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具・節句用具・盆用具等
- (2) (1) のアからエまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的・内容等が、歴史的変遷・時代的特色・地域的特色・生活階層の特色又は職能の様相を示すもの

4 江東区登録無形民俗文化財

(1) 風俗慣習

由来・内容等において区民の生活文化の特色を示すもの又は年中行事・祭礼・法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 民俗芸能

芸能の発生・成立若しくは変遷過程を示すもの又は地域的特色を示すもの

(3) 民俗技術

技術の発生・成立若しくは変遷の過程を示すもの又は地域的特色を示すもの

5 江東区登録史跡

(1) 次に掲げる遺跡のうち歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、学術的価値のあるもの

ア 集落関係・生産関係・埋葬関係遺跡

イ 役所跡・古戦場その他政治に関する遺跡

ウ 社寺跡・経塚その他祭祀信仰に関する遺跡

エ 私塾・学校その他教育学芸に関する遺跡

オ 慈善施設等社会事業に関する遺跡

カ 街道・堤防・市場跡その他産業交通土木に関する遺跡

キ 墓及び碑

ク 旧宅・園地・井泉・樹石その他由緒あるもの

(2) (1) に掲げる遺跡で、著しく原形が損なわれているもの、またはその遺構が完全に消滅しているもの

- (3) 著名な伝説地、由緒ある地域及び区の歴史を理解するうえで重要な場所
- 6 江東区登録名勝
公園・庭園・橋りょう・海浜又は河川等で風致景観の優れたもの
- 7 江東区登録天然記念物
学術上価値があり、区の自然を記念するもの
- 8 江東区登録文化的景観
水路・港などの水の利用又は道・広場など流通や往来などに関するもので
歴史的又は地域的特色を示すもの

第2 江東区指定文化財

1 江東区指定有形文化財

(1) 建造物

第1・1・(1)に規定するもののうち、地域的若しくは流派的特色の顕著なもの、歴史的若しくは学術的価値の高いもの又は意匠的若しくは技術的に優秀なもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

第1・1・(2)に規定するもののうち、重要なもの又は製作が優秀なもの

(3) 書跡・典籍

第1・1・(3)に規定するもののうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 書跡類のうち書道史上又は地域的文化史上重要なもの

イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの

ウ 典籍類のうち版本類（版本を含む。）で印刷史上重要なもの

エ 書跡類・典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(4) 古文書

第1・1・(4)に規定するもののうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 古文書類のうち歴史上重要なもの

イ 日記・記録類（絵図又は系図類を含む。）のうちその原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要なもの

ウ 木簡・印章・金石文等のうち記録性が高く学術的価値の高いもの

エ 古文書類・日記・記録類等のうち歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 考古資料・歴史資料

第1・1・(5)に規定するもののうち、歴史的又は学術的価値の高いもの

2 江東区指定無形文化財

(1) 芸能

第1・2・(1)に規定するもののうち、芸能史上重要なもの、地域的若

しくは流派的特色の顕著なもの、芸能の成立・構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの又は芸術的価値の高いもの

(2) 工芸技術

第1・2・(2)に規定するもののうち、工芸史上重要なもの、地域的特色の顕著なもの又は芸術的価値の高いもの

(3) 生活技術

第1・2・(3)に規定するもののうち、生活文化を理解する上で重要なもの又は地域的特色の顕著なもの

3 江東区指定有形民俗文化財

(1) 第1・3・(1)に規定するもののうち、その特色が典型的なもの

(2) 第1・3・(2)に規定するもののうち、その特色又は様相等が区民の生活文化を知る上で重要なもの

4 江東区指定無形民俗文化財

第1・4・(1)・(2)又は(3)に規定するもののうち、重要なもの

5 江東区指定史跡

第1・5に規定するもののうち、学術的価値の高いもの

6 江東区指定名勝

第1・6に規定するもののうち、芸術的又は学術的価値の高いもの

7 江東区指定天然記念物

第1・7に規定するもののうち、重要なもの

8 江東区指定文化的景観

第1・8に規定するもののうち、重要なもの

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

江東区登録・指定無形文化財の保持者 及び保持団体の認定基準

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第4条第2項若しくは第3項の規定による江東区登録無形文化財の保持者及び保持団体の認定又は第10条第3項若しくは第6項の規定による江東区指定無形文化財の保持者及び保持団体の認定は、この基準により行う。

第1 芸能関係

1 保持者

- (1) 江東区登録無形文化財に登録される芸能若しくは芸能の技法又は江東区指定文化財に指定される芸能若しくは芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
- (2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第2 工芸技術関係

1 保持者

- (1) 江東区登録無形文化財に登録される工芸技術又は江東区指定無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- (2) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 二人以上の者が、共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第3 生活技術関係

1 保持者

- (1) 江東区登録無形文化財に登録される生活技術又は江東区指定無形文化財に指定される生活技術（以下「生活技術」という。）を高度に体得している者
- (2) 生活技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 二人以上の者が、共通の特色を有する生活技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

江東区における文化財保護の考慮すべき 基本的事項について（答申）

〔昭和55年3月19日〕
江東区文化財調査委員会

江東区は、関東大震災さらには戦災により貴重な文化財を多く失ってきた。また近年の開発の波と、生活様式の変貌により貴重な文化財の多くが滅失の危機にさらされているのは、江東区においても同様である。しかし、丹念に調査するとまだまだ数多くの文化財が現存していることが確認されている。今後有形の文化財と共に、無形の文化財の保護に努力する必要がある。そのため行政側として次の諸点に留意され、文化財の保存と活用に努力されたい。

- 1 江東区文化財保護条例の制定
- 2 標識、説明板の設置
- 3 調査活動の充実
- 4 区立郷土館の設置
- 5 専門職員の配置
- 6 民間研究会の育成
- 7 伝統的文化財の伝承育成
- 8 文化財保護思想の普及活動
- 9 江東区史の編纂
- 10 資料の収集と保存

1 江東区文化財保護条例の制定

都内市区町村（64）のうちすでに条例を有するものは43に達しており、近く2、3区が条例の制定を予定している。江東区はとくに江戸文化の中心をなした地域であり、貴重な文化財が多く、これの保護が望まれている。有形・無形文化財、伝統技術の外、江戸言葉などの心に伝わる文化財にも留意し、文化財を条例によって制度的に保護する時期にきている。

2 標識・説明板の設置

区が編纂した「文化財と旧跡」（昭和53・3）は好評であり、これを基礎に説明板を設置する計画があることを聞いている。これは早急に実現されるよう希望する。簡明な説明を加えた標識を設置することは、区民の郷土の歴史研究に、また文化財保護の理解を得るためにも必要である。

3 調査活動の充実

有形文化財の調査はかなり進んでいる。とくに史跡及び旧跡の調査は精度が高い。今後の調査対象は美術工芸品・彫刻絵画・金石文（古文書）歴史資料のような有形文化財、伝統技術のような無形文化財・郷土芸能・風俗慣習のような無形民俗文化

財その他である。調査活動充実のためには、定期的に巡回し、管理状況調査を実施して保存における不備な点に即応できる体制をひくことを考えるべきである。

4 区立郷土館の設置

文化財の活用をはかるためには、多くの住民が文化財に接することができるようにその公開をする必要がある。その保護活用場として郷土館の設置がのぞましい。芭蕉記念館は、俳句文学のみならず江戸庶民文化を広く対象にしたものとして活用されることが望ましい。

5 専門職員の配置

専門職員を配置している区市が増えている。文化財の保護活用は、その価値が正当に評価されることが前提であるので専門職員（学芸員等）を置く必要があり、条例の施行にあたっては、より実効をあげるため、組織調査及び指導にわたって万全の体制を図ることが必要となる。

6 民間研究会の育成

文化財は区民共有の財産であるから、その保護活用には民意を充分反映しなければならない。このため、民間の関係自主活動グループの育成及び区はその団体に対し援助することが望ましい。

7 伝統的文化財の伝承育成

伝統的技術、芸能は区民の生活環境が急変している現在、その保護は容易ではない。伝承の育成方法等の態様は多岐にわたるが、区主催の行事などに発表の機会を与えるなどの方法で推進するのも一方法である。いずれにしろ、後継者不足という問題もあり、行政がかなり立ち入らないと伝統的文化財の伝承はむずかしい現状である。

8 文化財保護思想の普及活動

文化財の保護にとっては、区民の文化財にたいする関心を高めることが大切である。区の広報のみならず、定期的なPR活動誌の発行や文化財学習コースの設定など広く区民に身近な文化財を知ってもらうことも一方法である。区民は案外身近な文化財を見落とし、文化財の大切さを切実に感じていないきらいがある。文化財保護思想の普及は、不断に続けなければならない。

9 江東区史の編纂

江東区はすでに優れた「江東区史」を持っているが、区史の編纂事業は「江東区史」を出版したから解散するという性格のものではない。その時に収集したぼう大な資料を保存し、区民の利用に供すると共に、今後とも文化財に関する刊行物の作成に努力を続ける必要がある。

10 資料の収集と保存

江東区の文化財資料を収集し保存する必要がある。この場合の資料とは歴史資料・民俗資料のみならず無形資料についてもその収集活動を行い記録すべきである。これら区民の共有財産を保存し、活用するため組織施設の早急な整備が必要である。

江東区における文化財保護条例制定に係る 制度内容及び運営上の留意事項について（答申）

〔昭和55年9月1日〕
江東区文化財調査委員会

1 はじめに

江東区における文化財は、関東大震災と戦災により壊滅の被害を受け貴重な文化財を数多く失い、更に、急激な都市化により江戸以来の伝統文化がすたれつつある現状である。

これに対処するため、昨年、文化財保護条例の制定について答申したところであるが、その制定に当たっては、江東区が江戸文化の中心をなした地域であり、郷土芸能、伝統技術、江戸言葉などの心に伝わる文化財が豊富な一方、罹災により文化財の多くが史跡であるという特色を踏まえなければならない。

そして、区民の文化が、郷土意識に根差し日常生活の中で培われる自発的・創造的なものであることを考慮し、文化財の保護とともにその公開や区民の学習等文化財の活用を通して、区民の文化的向上を図る必要がある。

2 文化財保護条例の考え方について

従来の文化財保護の考え方は、優品主義・重点指定主義をとり、文化財のうち芸術上、学術上価値の高いもののみを重点的に保護してきたものであった。このような考え方では、指定の範囲外に置かれた多くの文化財が保護されず、ややもすると美的観点に偏り、郷土の歴史資料や民俗資料が忘れ去られる等十分な文化財の保護が行われにくかった。

これらの欠点を補うものとして、文化財をできる限り広範に把握、それを台帳に登録してより充実した保護を行う登録制度がある。これは、保護の必要があっても直ちに指定できない場合や、文化財の性質上指定よりも登録を適当とするものを保護できるばかりでなく、文化財の実態の把握を可能にし、その活用上大きな役割を果たすものと考ええる。

文化財は、郷土の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。江東区の文化財の現状を踏まえ、区民の文化的向上を図るため、従来の指定制度と併せ、登録制度を導入することが適当と考える。

3 文化財保護条例の制度内容について

(1) 文化財の定義及び種別

江東区の文化財の定義は、地域の文化財をできる限り広く保護できるように定義し、その種別は、定義に関連して設定する必要があるが、概ね文化財保護法の種別によればよいと考える。

(2) 登録文化財

文化財の登録は、次に掲げる理由等により、できる限り広範に選んで調査し登録する。

ア 江東区における文化財の実態の把握を図る。

イ その保護上、指定よりも登録を適当とする文化財がある。

ウ 保護の必要があっても、直ちに指定することができない文化財がある。

エ 国、都の文化財指定の促進を図る。

登録した文化財の保存管理等は、その制度上の趣旨から規制等は最小限にし、公開や奨励金の交付等、その活用を重視する必要があると考える。

(3) 指定文化財

文化財の指定は、登録文化財のうちから重要なものを指定する。

指定した文化財の保存管理等は、基本的には、都の指導による文化財保護条例（参考案）により措置すればよいと考える。

(4) 文化財保護審議会

文化財保護行政は、専門的事項に係る判断が多いため、文化財について広くかつ高い識見を有する者により構成する文化財保護審議会を設置する必要があると考える。

4 文化財保護条例運営上の留意事項について

(1) 文化財保護思想の普及

文化財の保護にとっては、区民の文化財に対する関心を高めることが大切である。文化財の公開の他、教育活動や広報活動を通じた文化財保護に関する知識の普及、情報の提供等に努めるとともに民間の関係自主活動や地域文化活動の育成に努める必要がある。

(2) 区立郷土館の設置

文化財の活用を図るため、多くの住民が文化財に接することができるように、その公開、活用の場として郷土館の設置が望ましい。

(3) 文化財保護体制の整備

文化財の保護及び活用の実効をあげるため、組織、調査及び指導にわたって万全の体制を図ることが必要である。

文化財保護の手引き

令和8年1月19日 第2版第1刷発行 印刷物登録番号(7)59号

編集・発行 江東区地域振興部文化観光課文化財係
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
電話03-3647-9819 (直通)



